

米国株式信用取引に 関するルール

本書は、米国株式信用取引の仕組み及び

当社におけるその取扱いについて説明したものです。

マネックス証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会

目 次

I. 米国株式信用取引とは……	
1. 概要……	3
2. 米国株式信用取引の基本的な流れ……	5
3. 米国株式信用取引について……	6
4. 注意していただきたいこと……	6
II. マネックス証券での米国株式信用取引	
1. 米国株式信用取引口座の開設手続き……	7
2. 当社での米国株式信用取引における留意事項……	10
3. 保証金・保証金代用有価証券……	11
4. 当社でのお取引と建玉の期日に関する留意事項……	13
5. 諸経費……	19
6. 譲渡益税・配当金……	19
7. その他の留意事項……	20

米国株式信用取引に関する仕組み及び当社における取扱いルールについて、十分お読みいただいた上で、米国株式信用取引を行ってください。

（米国株信用取引では、株式分割等のコーポレートアクション発生時の建玉の取扱いについては、当社での確認タイミングにより、「期日」の設定や当社にて反対売買を行う場合もあります。後述の「Ⅱ. マネックス証券での米国株式信用取引－ 4. 当社でのお取引と建玉の期日に関する留意事項」を必ずご確認くださいますようお願いいたします。）

I. 米国株式信用取引とは……

1. 概要

- 米国株式信用取引とは、米国株式等（以下、「株式等」といいます。）（※）を対象に、お客様に一定の委託保証金（以下、「保証金」といいます。）を当社に担保として差し入れていただき、買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして株式等の売買を行っていただく取引です。なお、お貸しした資金は、あらかじめ定められた期限までに返却していただく必要があり、この期限を越えて米国株式信用取引を継続することはできません。

国内株式を対象とした信用取引と異なり、証券金融会社にあたる機関は存在しないため、原則として返済期限の設定はありません。ただし、建玉銘柄について、上場廃止、株式併合、株式分割、合併、株式交換、株式移転、会社分割等の措置がとられた場合等においては、当社が定める期日を返済期限として設定もしくは建玉を解消することがあります。

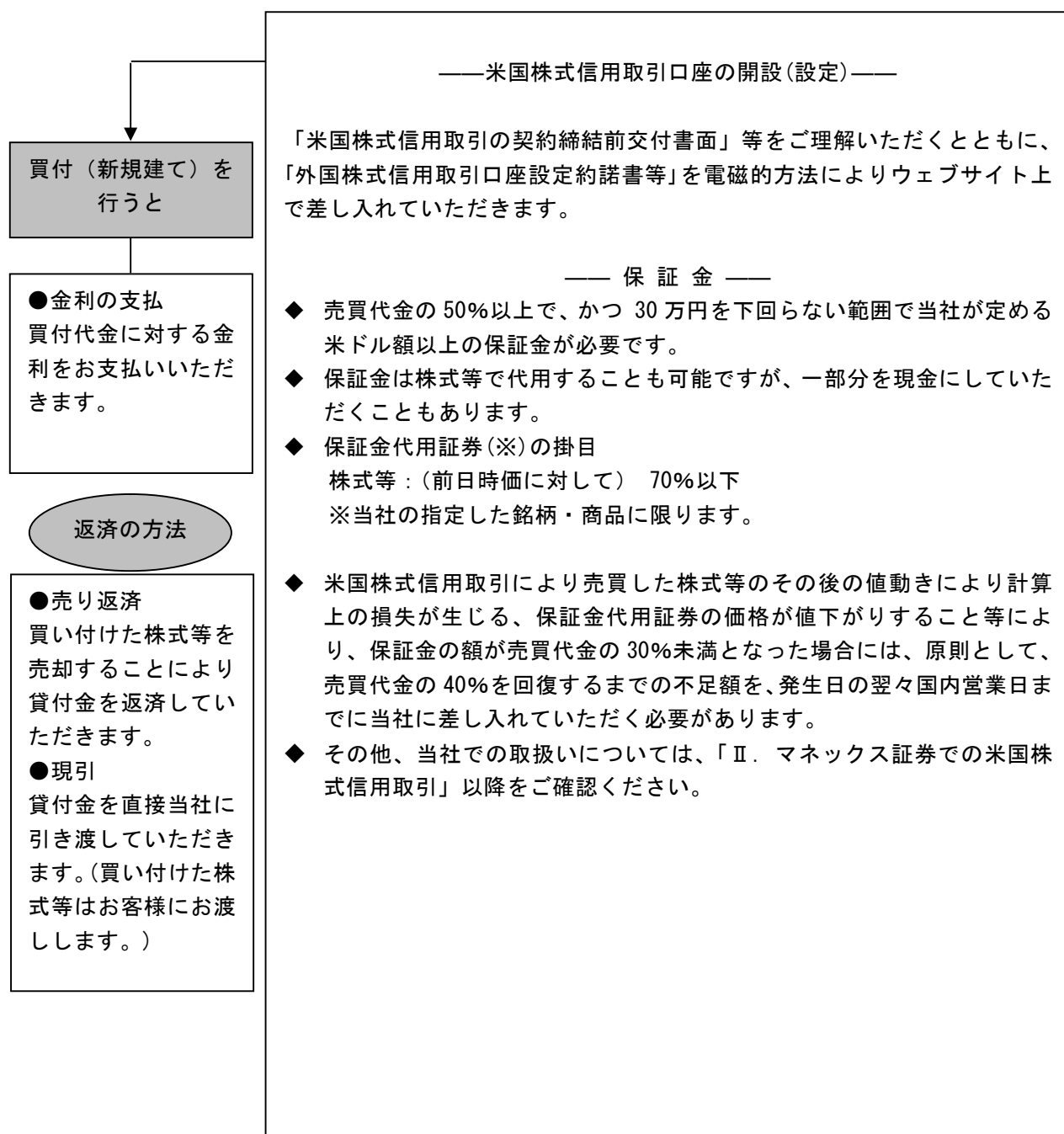
※株式等…米国株式に加え、米国の上場投資信託受益証券（以下、「ETF」といいます。）や米国預託証券（以下、「ADR」といいます。）を含みます。

- 保証金は米ドルとなります。また米ドル建てで行う取引であることから、米国株式信用取引による損益は米ドルで発生します。なお、お客様の指示により米ドルを円貨に交換する場合は、為替相場の状況により為替差損益が発生します。
- 米国株式信用取引は、多額の利益が得られる可能性がある反面、多額の損失が発生する可能性を合わせもつ取引です。特に、米国株式等の取引においては値幅制限（ストップ高・ストップ安）がないため、株価の極端な急騰や急落が発生する可能性があります。したがって、取引を開始する又は継続して行うにあたっては、取引の仕組み及びリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資金力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。
- 米国株式信用取引の利用が過度であると当社が認める場合等には、委託保証金率（以下、「保証金率」といいます。）の引上げ等の措置をとることがあります。
また、当社自身の判断によって米国株式信用取引の利用を制限する場合や、委託保証金代用有価証券（以

下、「保証金代用証券」といいます。)の掛目の変更又は除外(以下、「掛目の変更等」といいます。)を行う場合があります。

- 米国株式信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できますが、その一方で価格の変動が予想と違った場合には、損失が大きくなります。お取引にあたっては、米国株式信用取引の仕組みをよく理解し、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

・ 2. 米国株式信用取引の基本的な流れ



注 1 米国株式信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要であるため、口座開設のお申込みに応じられない場合があります。また、米国株式信用取引口座の開設後の取引等の状況により、取引の継続をお断りする場合があります。

注 2 金利の取扱いについては、お客様と当社の合意により決定されますので、事前に当社ウェブサイトをご確認ください。

注 3 保証金率及び保証金代用証券の掛目については、市場の動向等を踏まえ、当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。

3. 米国株式信用取引について

- (1) 日本証券業協会が定める外国株式信用取引は、返済期限等を、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。そのため、当社が取り扱う米国株式信用取引では、原則として返済期限の設定がありませんが、建玉銘柄について、上場廃止、株式併合、株式分割、合併、株式交換、株式移転、会社分割等の措置がとられた場合等においては、当社が定める期日を返済期限とすることがあります。
- (2) お客様は、当社が指定する銘柄について米国株式信用取引を行うことができます。ただし、当社が指定した取扱銘柄について、一時的に取扱いを制限又は禁止する場合があります。取扱銘柄は当社ウェブサイトをご確認ください。
- (3) 米国株式信用取引における返済期限及び金利は、お客様と当社との合意により決定されます。返済期限及び金利の詳細は当社ウェブサイトをご確認ください。
- (4) 米国株式信用取引の取扱銘柄における株式分割等、コーポレートアクションによる株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の付与、配当金の処理等については、お客様と当社との合意によることとなります。詳細は当社ウェブサイトをご確認ください。
- (5) 米国株式信用取引では、当社における管理等の都合上、当社が定める期日を返済期限として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を越えて米国株式信用取引を継続することはできません。

4. ご注意いただきたいこと

- (1) 米国株式信用取引口座(※)を開設する際には、「米国株式信用取引取扱規定」をご確認いただき、「外国株式信用取引口座設定約諾書等」についてご承諾の上、当社にウェブサイト上にて電磁的方法により差し入れていただきます。また、お取引の前に「米国株式信用取引の契約締結前交付書面」をご確認いただく必要があります。

なお、口座開設にあたっては、上記書面とあわせて「米国株式信用取引に関するルール」(本書面)を十分にご理解いただいた上で、お取引を行ってください。

※米国株式信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの米国株式信用取引口座を通して処理されます。

- (2) ご注文の際には、必ず「米国株式信用取引」であることを明示してください。なお、原則として返済期限の設定はありません。
- (3) 米国株式信用取引で売買した株式等の値動きによる大きな損失の発生、保証金代用証券の値下がり又は掛目の変更等により、保証金の率が30%未満になったときは、保証金の率が40%に回復するまでの不足額を、発生日の翌々国内営業日までに差し入れていただきます。

追加保証金（以下、「追証」といいます。）は、当社からの連絡の有無にかかわらず差し入れていただく必要がありますのでご注意ください。

追証の詳細は、本書面「Ⅱ. マネックス証券での米国株式信用取引／3. 保証金・保証金代用証券」をご確認ください。

追証が発生した場合は、追加保証金を差し入れるほか、差入期日までに建玉の一部を決済することにより、当該建玉代金の一部に相当する金額を追証金額から控除することができます。建玉の決済による追証額からの控除に関する留意点は、以下のとおりです。

- ・ 当該建玉代金の 40%に相当する金額を、保証金維持率が 30%を超え、40%を回復するために必要な追証金額から控除することができます。
- ・ 建玉の反対売買により発生した決済益は、追証金額からは控除できません。
- ・ 建玉の現引による決済は、追証金額からは控除できません。

（４）米国株式信用取引の利用が過度であると当社が認める場合には、保証金率の引上げ、米国株式信用取引の制限又は禁止の措置等をとることがあります。

（５）お客様が当社に差し入れた保証金は、当社自身の財産とは分別して保管されます。従って、万一、当社の経営が破綻等した場合であっても、当社に対する債務を完全に履行している限り、保証金の返還を受けることが可能です。

これに対して、米国株式信用取引によって買い付けた株式等は、このような分別保管の対象とはなっておりません。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済及び現引による米国株式信用取引の返済ができなくなる可能性があります。このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、米国の金融商品取引所の株価等をもって金銭により清算を行っていただくことになります。また、この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、その利益を受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象になりませんので、あらかじめご了承ください。

（６）当社の米国株式信用取引では、当社の判断により、米国株式信用取引規制として個別銘柄の委託保証金率及び委託保証金に占める現金委託保証金の割合の引き上げを行うことがあります。

Ⅱ. マネックス証券での米国株式信用取引

1. 米国株式信用取引口座の開設手続き

（１）口座開設までの流れ

当社での米国株式信用取引口座の開設の流れは以下のとおりです。

開設にあたりましては、当社のウェブサイト上で、「米国株式信用取引取扱規定」、「外国株式信用取引口座設定約諾書等」及び「米国株式信用取引に関するルール」等について、内容を十分ご確認ください。

なお、お取引の前には「米国株式信用取引の契約締結前交付書面」をご確認いただく必要があります。

- ① ログイン後の「米国株信用取引口座開設申込入力」画面で、お客様の登録情報についてご確認ください。ご登録情報に変更がある場合には、変更をお願いします。
- ② ログイン後の「米国株信用取引口座開設申込審査」画面で、お客様の米国株式信用取引に関する知識や取引開始基準に関する事項についてお聞きしますので、全ての項目にお答えください。全ての項目について基準を満たしたお客様のみ、米国株式信用取引口座開設手続きを進めていただくことができます。(ウェブ審査)
- ③ 「外国株式信用取引口座設定約諾書等」及び「米国株式信用取引取扱規定」の内容についてご確認、ご承諾いただき、「外国株式信用取引口座設定約諾書等」を電磁的にご提出いただきます。
- ④ 当社にてお客様の米国株式信用取引口座開設の可否を審査(※)いたします。審査に際して、当社から電話等により、お客様の米国株式信用取引に関する知識や取引開始基準に関する事項について直接ご質問をさせていただくことがあります。
※お取引にあたっては、お客様の投資経験や金融資産等、当社の社内基準に合致することが必要です。
当社では、お客様の適合性に照らして、取引をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ⑤ 審査が終了し、米国株式信用取引口座の開設手続きが完了しましたら、当社にご登録いただいているメールアドレス宛に電子メールにて通知します。

(2) 米国株式信用取引口座開設基準

当社での米国株式信用取引口座の開設基準は以下のとおりです。

- ① 当社の証券総合取引口座、外国株取引口座及び国内株式信用取引口座が開設されていること。
証券総合取引約款に基づく取引口座、外国株取引口座及び国内株式信用取引口座を開設されていない場合は、米国株式信用取引口座は開設できません。
- ② 未成年でないこと
親権者の方による同意の有無に係わらず、成人されていないお客様は米国株式信用取引口座を開設できません。
- ③ 金融資産を 100 万円以上お持ちであること
米国株式信用取引は一定の委託保証金を担保に差し入れることで、差し入れた保証金以上の金額のお取引が可能のため、投資資金に対して大きな利益が見込める一方、価格の変動が予想と違った場合には、投資資金以上の損失が発生する可能性があります。当社では、お客様が米国株式信用取引を行うにあたって十分な金融資産をお持ちである場合に、申込みをお受けいたします。
- ④ 新規建ての注文時に、掛目を考慮した現金換算で 30 万円を下回らない範囲で当社が定める米ドル額以上の保証金を入金又は保証金代用証券を入庫できること
米国株式信用取引口座開設後に、信用新規注文を行うには当社に対して、最低でも掛目を考慮した現金換算で 30 万円を下回らない範囲で当社が定める米ドル額以上の保証金を差し入れていただく必要があります。当社では米国株式現物取引においても完全前金制を採用しており、米国株式信用取引をご利用いただくにあたって、保証金を事前にお預かりいたします。

⑤ 国内現物株式取引の経験が半年以上又は国内株式信用取引の経験があり、かつ米国株式現物取引の経験が半年以上あること

米国株式信用取引は米国株式現物取引よりも、取引方法やその仕組みが複雑であり、また、リスクが非常に高い取引です。そのため、取引においては即時の判断力や相応の知識が必要になります。また、国内株式信用取引と異なり、為替リスクを伴う取引です。その為、当社では一定のお取引の経験がある場合にのみ、お申込みをお受けいたします。

⑥ 「米国株式信用取引の契約締結前交付書面」、「米国株式信用取引取扱規定」、「外国株式信用取引口座設定約諾書等」及び「米国株式信用取引に関するルール」（本書面）の内容を十分ご理解いただき、ご承諾の上、必要書類を当社の指定する電磁的方法により差し入れていただくこと

当社の米国株式信用取引は、米国株式現物取引と異なり、法令諸規則等よりも取引条件が厳しくなっております。各種書面及びウェブサイトでの説明事項をご確認いただき、取引条件をご理解いただいた上で、必要書類を当社の指定する電磁的な方法により、当社へ差し入れていただく必要があります。

⑦ お客様ご自身がインターネットをご利用できる環境にあること

米国株式信用取引の注文は、当社ではインターネットでのみお受けします（システム障害等でインターネットでのお取引ができなくなった場合はこの限りではありませんが、状況により取引に制限を設ける場合もあります）。また、米国株式信用取引の保証金状況や期日の管理、取引方法等の確認のためにインターネットをご利用できる環境が必要です。ご利用のチャネルが、当社コールセンターを利用したお取引で、当社のウェブサイトへのアクセスができない場合には、米国株式信用取引口座の開設をお受けしておりませんので、予めご了承ください。

⑧ お客様が当社と常に電話及び固有の電子メールにより連絡が取れる状況であること

米国株式信用取引に係る有価証券の価格の大きな変動により、受入保証金を上回る損失が発生した場合や追加保証金の発生時は、原則として、当社より電話連絡は行いませんので、お客様ご自身で当社ウェブサイトにてご確認ください必要があります。ただし、緊急時等、当社が必要と判断する場合は、当社から電話又は電子メールにより連絡を行う場合がありますので、ご連絡が可能な電話番号及びお客様ご本人のメールアドレスをご登録いただく必要があります。

⑨ 住所・電話番号等が正しく登録されていること

⑧のとおり、お客様と常に連絡が取れる状態としていただくため、住所や電話番号、勤務先等は正しくご登録いただくことが必要です。なお、電話番号は常時連絡がとれる番号をご登録ください。また、登録後、転居等によりお届けいただいたご住所や電話番号等が変更された場合には登録情報を最新の状態に更新してください。米国株式信用取引口座開設後、お届けいただいた住所にお住まいでないことが確認された場合や、お届けいただいた電話番号で連絡がとれない場合には、お取引を制限させていただきます。

⑩ 電子交付に同意いただけること

取引報告書や取引残高報告書等、米国株信用取引に係る各種書面について、書面による交付に代えて当社ウェブサイトを確認いただく電子交付についてご同意いただく必要があります。当社での米国株式信用取引口座の開設にあたっては、上記の基準を全て満たしていることが必要です。

なお、これらの口座開設基準を満たしていても、社内審査（※）によりご希望に沿えないことがあります。口座開設いただけない場合、当社はその理由を開示いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※法人口座の場合は、社内審査におきまして、「過去3期分の財務内容を確認させていただける書類」等をご提出いただく場合がございます。また、米国株式信用取引口座開設後も、必要に応じて同様の書

類のご提出をお願いする場合がございますのであらかじめご了承ください。

2. 当社での米国株式信用取引における留意事項

(1) 基本的事項

① 必要保証金額

新規に建玉を建てる場合には、最低 30 万円を下回らない範囲で当社が定める米ドル額以上の保証金が必要です。保証金は、現金（米ドル）のほかに、株式等（保証金代用証券）で代用することが可能です。なお、保証金代用証券は、前日の時価評価に掛目を乗じて現金換算します。

② 保証金率、最低保証金維持率、保証金の額

保証金率は 50%以上、最低保証金維持率（追証ライン）は 30%となります。保証金は現金又は当社が定める有価証券が対象です。

③ 米国株式信用取引売買手数料

米国株式信用取引により株式等の売買を行うには、売買手数料がかかります。詳細は米国株式信用取引の契約締結前交付書面及び当社ウェブサイトをご確認ください。

④ 取扱市場、取扱銘柄

当社が米国株式信用取引で取扱う銘柄は、米国の外国金融商品市場に上場している銘柄のうち、当社が指定する銘柄です。ただし、当社独自の判断により取扱銘柄を制限する場合があります。取扱銘柄の詳細は、当社ウェブサイトをご確認ください。

⑤ 保証金の前金制

米国株式現物取引と同様に、米国株式信用取引においても当社では前金制を採用しており、お取引にあたっては事前に保証金を差し入れていただく必要があります。

⑥ 保証金代用証券

当社で取扱う保証金代用証券は、米国株式や ETF、ADR のうち当社が定める銘柄です。

NISA（少額投資非課税制度）口座で保有している有価証券等は、保証金代用証券の対象外です。

(2) 完全前金制及びその例外

① 前金制の考え方

当社では、現物株式や投資信託等の取引において、事前にお客様よりご入金いただいたお預かり金と MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の残高の合計額の範囲内で取引をお受けする「前金制」を導入しております。米国株式信用取引においても、この「前金制」を採用しており、当社は、差し入れられた保証金の額、建玉（及びその損益状況）、現物株式や他の商品の取引状況、信用決済損益金、お預かり金等を考慮し、計算された信用余力の範囲内でお客様からの注文をお受けします。

② 決済損金充當時の前金制の例外

米国株式信用取引の建玉の決済に伴い発生する損金は前金制の対象となりません。そのため、発生した損金がお預かり金又は保証金現金の範囲内で充当できない場合は、決済を行った日から受渡日までの間に、その不足金を米国株式信用取引口座に振替えいただき、当社で米国株式信用取引口座への入金を確認できることが必要です。

入金の確認ができない場合、当社はお客様に通知することなく、受入期日（受渡日）の翌営業日以降に、お客様の建玉を任意で決済することにより、又は保証金代用証券を任意で売却することにより充

当させていただきます（当社の判断により、受入期日以前であっても建玉を決済、又は保証金代用証券を売却することがあります）。

なお、この段階で未約定の取引注文は当社の任意で取消しを行う、または新たなお取引を制限する場合があります。

3. 保証金・保証金代用有価証券

（1）保証金

① 保証金

米国株式信用取引により新規建玉を建てることは、当社から融資する資金によりお客様が有価証券を買い付ける状態を指し、この融資に必要な担保が保証金です。

当社では 30 万円を下回らない範囲で当社が定める米ドル額以上の保証金を差し入れていただく必要があります。また、保証金は株式等（保証金代用証券）で代用することが可能です。

なお、保証金が不足する場合、当社は外国株取引口座の米ドル資金を保証金に自動で振り替えます。振替により、外国株取引口座の米ドル資金が不足する場合は、米国株式現物取引の買い注文をお受けできません。

② 保証金現金

当社の米国株式信用取引口座でお預かりしている現金のうち、保証金へ振替えた金額を保証金現金として取り扱います。

③ 保証金率

米国株式信用取引により建玉を建てる場合に必要となる保証金の割合を保証金率といいます。

当社の保証金率は 50% です。例えば、お客様が米国株式信用取引で約定金額 10 万米ドルの買建てをする場合に必要となる保証金は 5 万米ドルです（保証金や建玉の状況により、このような結果にならない場合があります）。なお、法令諸規則等が改定された場合及び自主規制機関による個別銘柄の取引規制並びに当社の判断により保証金率は変更される場合があります。

④ 保証金維持率

保証金維持率とは、建玉代金合計に対する実質的な保証金の割合のことです。また、米国株式信用取引の建玉の評価損益を合計した結果が評価損となる場合は、保証金の価値から差し引かれます（ただし、合計した結果が評価益の場合は加算されません）。

- ・ 計算式は以下のとおりです。

$$\text{保証金維持率} = (\text{保証金現金合計} + \text{保証金代用証券[掛目を考慮した現金換算]合計} - \text{建玉評価損} \\ (*1) - \text{決済損金} + \text{決済益金} - \text{未払費用（諸経費）} - \text{立替金} (*2)) \div \text{未決済建玉代金合計} (*3) \\ \times 100$$

*1 現引をした場合、当該建玉に係る評価損益は現引の受渡日前営業日までは建玉評価損の計算に含まれます。

*2 「立替金」とは、信用決済損金等の受渡日当日における「未入金額（不足金額）」です。

*3 現引をした場合、当該建玉代金は現引の受渡日前営業日までは未決済建玉代金合計に含まれます。

⑤ 追加保証金

（i）追加保証金の発生及び差入期日

建玉評価損の拡大や保証金代用証券の値下がり等により、当日（発生日）の取引終了後に計算されたお客様の保証金維持率が 30% 未満となった場合は、不足する保証金を追加していただく必要があります。これを追証が発生した状態といい、保証金維持率 40% を回復するために必要となる追加の保

証金を、追証発生日の翌々国内営業日 14 時 30 分までに、差し入れていただきます。

(注) 追証の判定および額については、発生日当日の値洗い処理後(18 時 15 分頃～18 時 30 分頃)に当社ウェブサイトに表示しますので、必ず、お客様ご自身で当社ウェブサイトにてご確認いただき、期日までに解消に必要な金額を差し入れてください。(原則として、当社より電話連絡はいたしません)

また、円貨をもとに保証金への差し入れを行う場合には、追証発生日の翌国内営業日 14 時 30 分までに外国株取引口座内で円貨から米ドルに振り替える必要があります。

(ii) 追加保証金の解消方法

追証の解消には、①追証金額の入金、②建玉の一部決済による方法があります。

1) 追証金額の入金による解消

保証金維持率が 30%を下回って追証が発生した場合、所定の差入期日までに保証金維持率 40%を回復するために必要となる金額を入金することで追証が解消します。

2) 建玉の一部決済による解消

追証が発生した場合においては、追証金額を差し入れるほか、差入期日までに建玉の一部を反対売買で決済することにより、当該建玉代金の一部に相当する金額を追証金額から控除することができます。

建玉の一部決済による解消は、「未解消追証金額÷0.4」以上であることが必要です。

追証発生日の翌営業日の最終保証金維持率(※)が 30%を割った場合、その後の最終保証金維持率が 40%を回復しても自然解消とはならず、追証解消とはなりません。

※最終保証金維持率とは、値洗い処理後にウェブサイトに表示される確定値を指します。

(iii) 追加保証金に関する留意事項

- ・追証の解消には、差入期日までにご入金等のご対応をいただき、当社で追証の解消の確認ができることが必要です。差入期日までに解消が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、未約定の取引注文は当社が任意で取消し、差入期日の翌営業日以降、お客様の全ての建玉を当社が任意で反対売買により決済します。その際発生した決済損金、お客様の保証金現金の合計を超える場合、当社は同時にお客様の保証金代用証券を任意で売却することにより決済損金に充当させていただきます。保証金代用証券の売却によっても、決済損金を充当できない場合は、不足額を直ちに入金いただきます。
- ・保証金維持率は、法令諸規則等の変更又は当社自身の判断により変更される場合があります。
- ・未約定の信用新規注文が全数約定することにより、保証金の差入れが必要となると当社が判断した場合、当該注文は当社が任意で取消しいたします。

⑥ 決済済建玉に対する保証金現金の取扱い

建玉を反対売買により決済した場合、この建玉に対する必要保証金は、決済日当日から拘束が外れます。(ただし、決済損金や諸経費は受渡日の前営業日まで拘束されます。)

(2) 保証金代用証券・掛目

① 保証金代用証券の範囲

当社で取扱う保証金代用証券は、米国株式・ETF 等のうち当社が定める銘柄となります。

NISA(少額投資非課税制度)口座及び投資一任口座で保有している上場株式等は、保証金代用証券の対象外です。

また、保証金代用証券の現金換算率（掛目）は、現地前営業日（又は直近の）立会時間の終値による時価評価額に 70%以下の掛目を乗じたものとなります。市場動向等により、当社の判断で掛目を変更する場合があります。

② 保証金代用証券の掛目の変更又は除外

保証金代用証券の掛目の変更又は除外（掛目の変更等）は、法令諸規則等の変更、金融商品取引所等の取引規制や当社の判断により行われる場合があります。なお、掛目の変更等により、追証の差入れが必要となる場合があります。

保証金代用証券の銘柄が合併・株式交換・株式移転・株式分割・減資・上場廃止等の措置となることで、追証の差入れが必要となる場合があります。

以下のような場合、当社は、当社の判断により掛目の変更等を行います。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容を当社ウェブサイト上で通知し、原則として「通知した日から国内営業日基準で 5 営業日後」に掛目の変更等を適用します。ただし、以下「c」の場合で、当社が必要と認めた場合には、通知した日の翌営業日から掛目の変更等を適用することがあります。

- (a) 株価が一定の水準を継続して下回る、出来高が過少で流動性が確保できない等、決済リスクの観点から当社が不適当と判断した場合
- (b) 当社内の米国株式信用取引建玉状況や代用有価証券の預かり状況等に著しく偏りが見られる等、与信管理の観点から当社が不適当と判断した場合
- (c) 上記のほか、特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続的かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が判断した場合
なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。
 - ・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
 - ・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
 - ・ 突発的な事故等により、長期にわたりすべての業務が停止される場合
 - ・ 行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
 - ・ その他、上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

（注 1）これらの事象に該当する場合でも、当社の判断により掛目の変更等を実施しない場合があります。また、当社がいったん掛目の変更等を実施した銘柄であっても、適宜掛目を変更する場合があります。

（注 2）掛目の変更等の実施以降、保証金維持率が低下し、追証の差入れが必要となる場合があります。

（注 3）「信用の余力計算上」は、掛目の変更等の実施当日（原則、通知した日から国内営業日基準で 5 営業日後）分の新規注文から適用となります。

4. 当社でのお取引と建玉の期日に関する留意事項

（1）取引注文に関して

① 外国株式信用取引の種類

当社は、「外国株式信用取引」として「米国株式信用取引」を取扱います。対象銘柄については、当

社ウェブサイトをご確認ください。

② 取扱銘柄

当社が米国株式信用取引で取扱う銘柄は、株式等のうち、当社が指定する銘柄です。ただし、当社の判断により取扱銘柄を制限する場合がございます。取扱銘柄の詳細については、当社ウェブサイトをご確認ください。

③ 信用新規注文

米国株式信用取引による新規建ては、「信用余力照会」画面の「信用余力」の範囲内で行うことができます。この「信用余力」は、「保証金余力（使用可能保証金額－必要保証金）÷保証金率」となり、発注可能な建玉金額（約定金額）の限度額を示しております。

④ 信用返済注文

建玉に、決済期日が設定されている場合は、所定の決済期日（「(2)建玉の決済期日」をご確認ください。）までに反対売買又は現引により決済していただきます。なお、当社が取り扱う米国株式信用取引は、原則として返済期限の設定はありませんが、合併・株式交換・株式移転・株式分割・減資・上場廃止等などに応じて、決済期日を設定する場合があります。

また、注文時には、決済する建玉をあらかじめ指定していただきます。ただし、一旦注文が約定した後には建玉の変更はできません。

● 反対売買

反対売買とは、買い建玉は売り返済により差金で決済を行うことを指します。反対売買は保証金維持率にかかわらず可能です。

● 現引

現引とは、買付代金相当額を支払い、現物株式を引き取ることを指します。現引可能額は、お預かり金に当社の定める計算方法により保証金現金の余剰金額を加算した額の範囲内（現物株式の買付注文と同額）となります。

⑤ 注文

米国株式信用取引のご注文の期限は現地営業日基準で当日中のみです。

予約注文、訂正・取消含め、ご注文が可能な時間帯（日本時間）は以下の通りです。

<新規建および返済注文>

・月曜日～金曜日

値洗い処理後～翌 9 時 00 分（夏時間）

値洗い処理後～翌 10 時 00 分（冬時間）

・土曜日

値洗い処理後～翌 3 時 30 分（夏および冬時間）

・日曜日

7 時 30 分～翌 9 時 00 分（夏時間）

7 時 30 分～翌 10 時 00 分（冬時間）

<現引注文>

・現地営業日

19 時 00 分～翌 10 時 30 分（夏および冬時間）

（注 1）現引注文は土曜日、日曜日、国内および現地休場日にはご注文いただけません。

⑥ 米国株式現物取引

● 買付注文

当社の判断により、株式等の買い付けが制限される場合があります。

米国株式現物取引買付後の株価の下落や米国株式信用取引の維持率、余力状況により、受渡日に不足金が発生する場合があります。その場合は受渡日まで不足金のご入金等が必要です。

● 売却注文

保有する米国株式等（保証金代用証券）の売却注文は、当社でお預かりする残高数量の範囲内で行えます。この場合の残高数量は、他に売却注文や他社への移管指示等がある場合はその数量を差し引いたものになります。

⑦ 取引の種別

取引が約定した後に、米国株式信用取引から現物取引（又はその逆）へ変更することはできません。ご注文にあたっては信用・現物の種別を十分ご確認ください。

⑧ 建玉金額の上限

当初の建玉金額の上限は、総額「原則 500 万ドル」（法人のお客様は「原則 50 万ドル」）です。また、銘柄別の建玉金額の上限は「原則 50 万ドル」とします。

なお、上限建玉金額の範囲内でも、当社の判断により、建玉可能金額を制限することがありますので予めご了承ください。

⑨ 同一銘柄の建玉株数の上限の設定

同一銘柄の建玉及び保証金代用証券（いわゆる二階建ての場合）の合計株数について、当社の判断により、銘柄毎に一定の上限を設定する場合があります。

上限は、当該銘柄の発行済株数、時価総額、流動性などを勘案して設定するため、銘柄によって異なります。

なお、この他、1 銘柄当たりの建玉及び保証金代用証券の合計が、お客様の全建玉及び全保証金代用証券に占める割合が当社の定める基準を上回る場合などは、個別のお客様毎（口座毎）に当該銘柄の制限を行う場合があります。

⑩ 日計り取引の取扱い

米国株式信用取引の新規建玉は、約定日当日に決済が可能です。この決済された建玉に対する保証金は当日の他の新規建玉の保証金として使用できます。

(2) 建玉の決済期日

建玉の決済期日に関しては、以下の内容及び当社ウェブサイトでの説明をご確認ください。

① 通常時の決済期日

原則、建玉の決済期日設定はされません。

② 決済期日の設定

建玉がコーポレートアクション（株式分割、合併・株式併合・株式交換・株式移転・スピンオフ・株式配当・減資・上場廃止等）発生銘柄に該当した場合、当社は決済期日を設定します。また、設定した決済期日を当社の判断により繰り上げる場合があります。なお、内容により当社の判断で決済期日を設定しない場合があります。

決済期日が設定された場合は、米国営業日基準で決済期日の前営業日までに返済又は現引を行っていただく必要があります。

決済期日は、ウェブサイト上の建玉一覧画面に表示されますので、お客様ご自身でご確認をお願いします。

また、お客様が以下に該当した場合には、当社はお客様の全建玉の決済期日を任意に繰上げます。

- ・ 海外に居住していることが判明した場合
- ・ 当社がお客様と連絡が取れなくなったと判断した場合
- ・ お客様が死亡した場合
- ・ お客様が判断能力を失ってその回復の見込みがないと当社が認めた場合
- ・ 口座名義人ご本人以外の第三者が取引していることが判明した場合
- ・ 米国納税義務者、米国籍保有者、米国永住権保有者、米国居住者に該当していることが判明した場合
- ・ その他、当社の外国証券取引約款等により当社が必要と判断した場合

③ 期日までに決済されない場合

お客様が、「米国営業日基準で決済期日の前営業日」までに反対売買又は現引されない場合、当社は決済期日に反対売買により決済します（状況により現引を行う場合があります）。その際発生した決済損金等が、保証金現金の余力の範囲内で充当できない場合は、当該受渡日までに不足金をご入金いただきます。ご入金いただけない場合（当社で入金の確認ができない場合）は、お客様の保証金代用証券を当社の任意で売却することにより又は建玉を任意で決済することにより、充当します。
なお、さらに不足金が発生する場合は、速やかにご入金いただく必要があります。

④ コーポレートアクション対象建玉の取扱いにかかるご留意事項

前述「②決済期日の設定」に記載のとおり、コーポレートアクションが行われる場合には期日の設定を行います。米国株取引においては、国内株式取引とは異なり、コーポレートアクションの決定から実施までの間が短いことや急遽取消が発生することがあります。

その場合、当社は、当社の外国証券取引口座約款に基づき権利の処理を行うことがありますのであらかじめご了承ください。

なお、これらの事象が発生した際には、原則として、事前にお客様に告知することとします。

i) 分割比率が整数倍の場合（分割比率が、1：2、1：3などの場合）

- 株式分割を権利落日の 2 営業日前から権利落日当日の日本時間 14 時（※）までの間に当社が確認した場合

米国株式信用取引の建玉の銘柄について、分割比率に応じて、建玉の「建株数」は増加し、「建値（約定値段）」は減額されます。

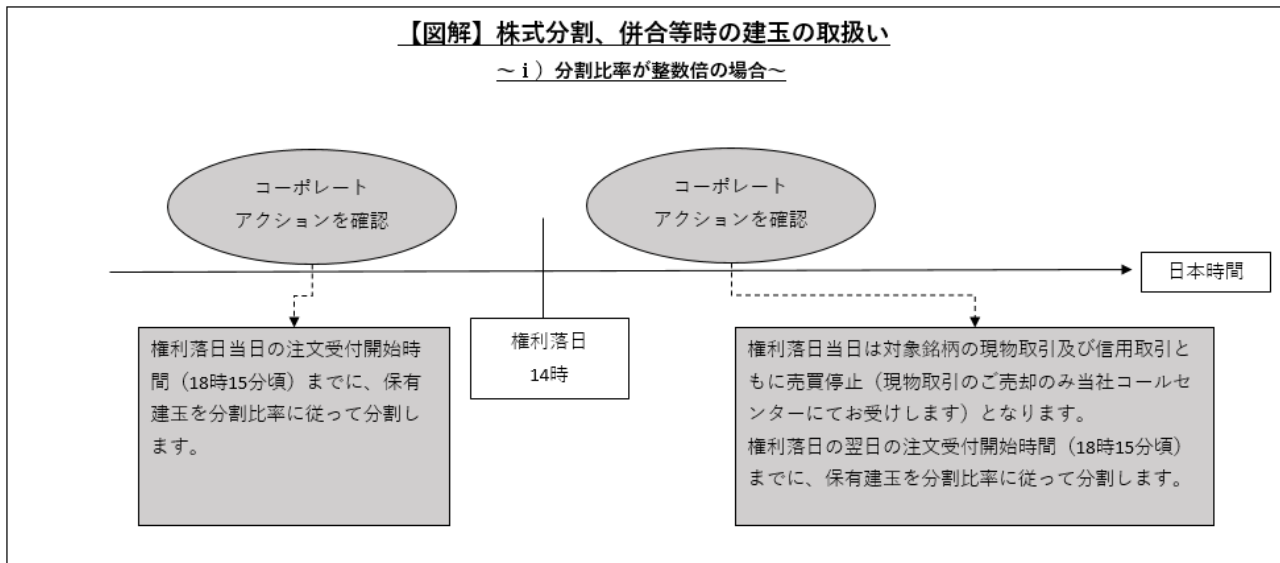
- 株式分割を権利落日の日本時間 14 時（※）以降に当社が確認した場合または日本の祝日に株式分割を確認した場合

権利落日当日（日本時間 14 時以降、株式分割を当社が確認次第）に、当社は、対象銘柄の米国株式現物取引および米国株式信用取引ともに売買停止を行います。翌日に分割比率に応じて、建玉の「建株数」は増加し、「建値（約定値段）」は減額されます。

なお、権利落日当日の米国株式現物取引の売却注文は、ウェブサイトからの発注はできず、コールセンターでの受付となりますのであらかじめご了承ください。

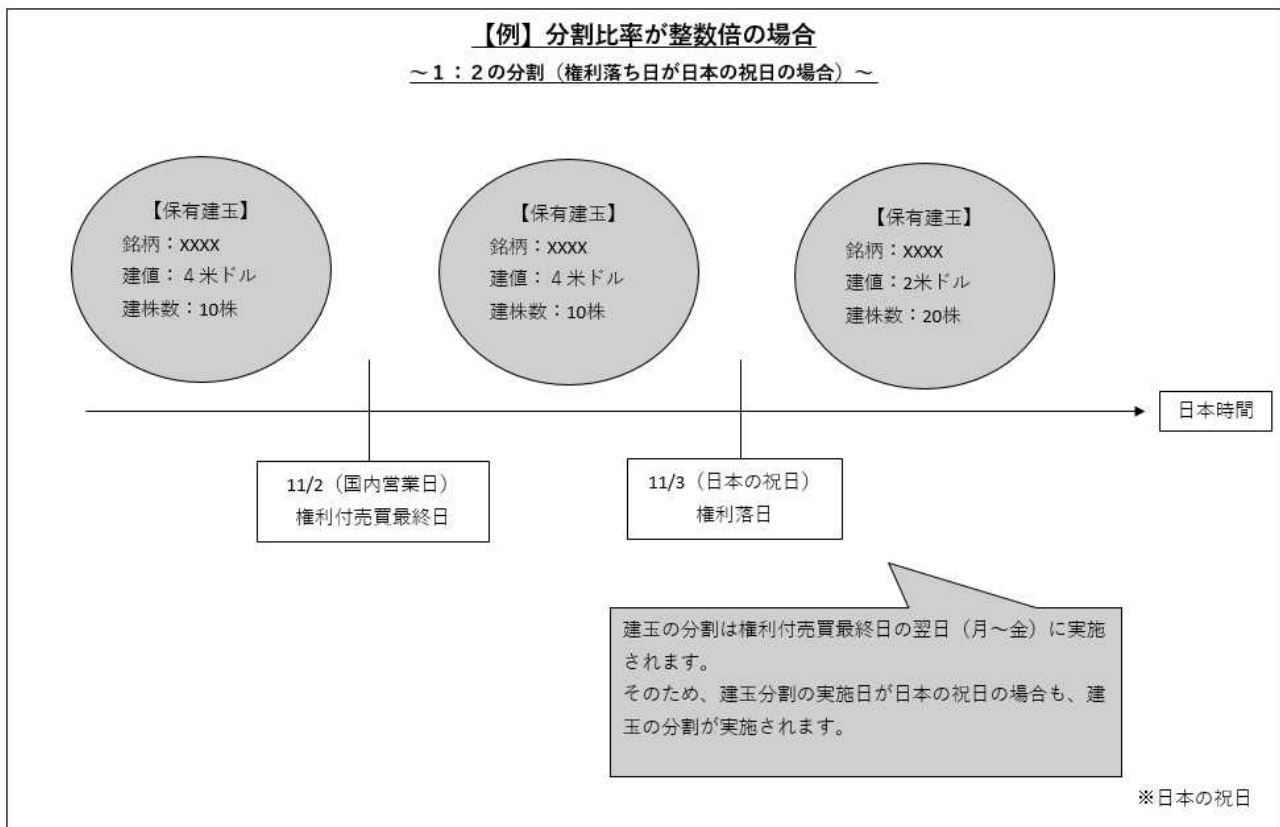
【図解】株式分割、併合等時の建玉の取扱い

～ i) 分割比率が整数倍の場合～



【例】分割比率が整数倍の場合

～ 1 : 2 の分割（権利落ち日が日本の祝日の場合）～



ii) 分割比率が整数倍でない場合（分割比率が、1 : 1.2、1 : 1.5 などの場合）、株式併合等その他のコーポレートアクションが実施された場合又は日本の祝日に確認した場合

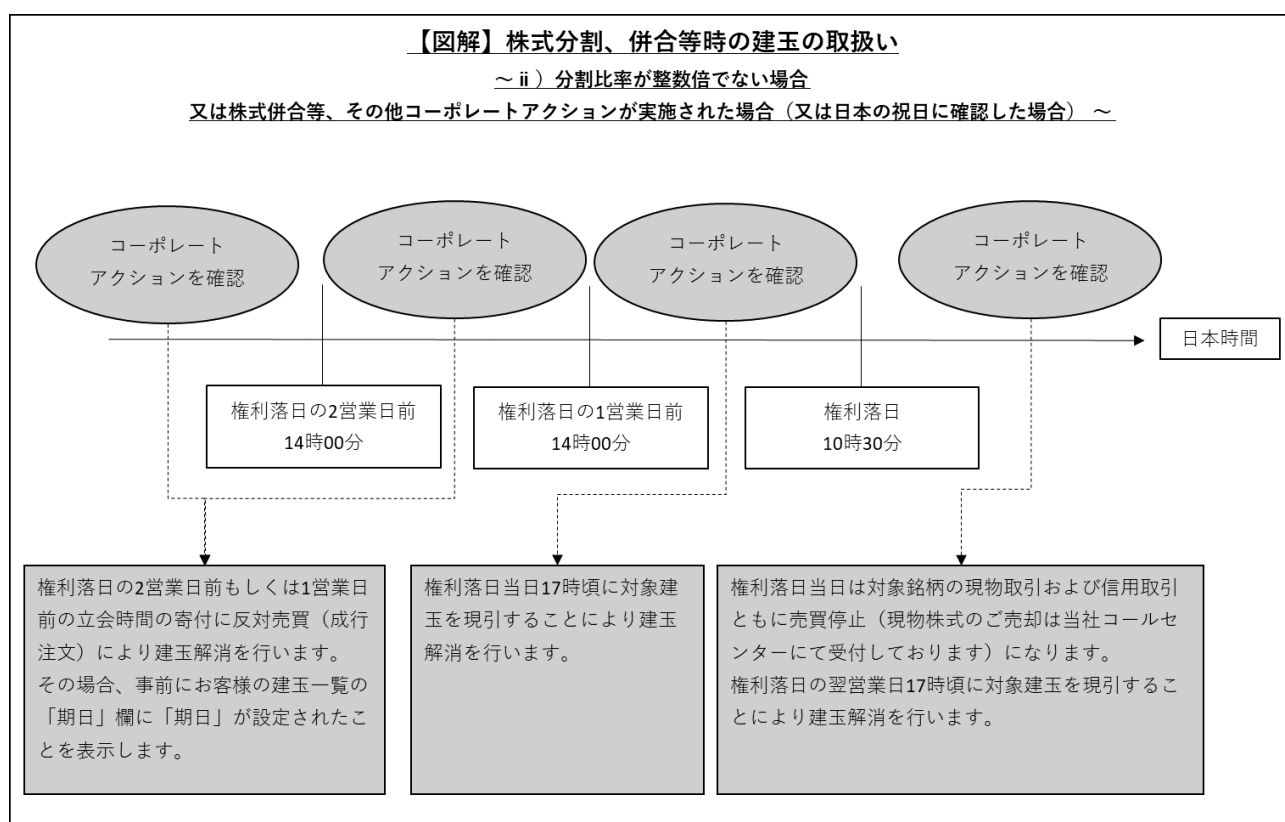
●権利落日の2営業日前から権利落日前日の日本時間14時（※）までに当社が確認した場合
権利落日の2営業日前もしくは前営業日に、当社は反対売買により、建玉の解消を行います。

●権利落日の1営業日前から権利落日の日本時間10時30分（※）までに当社が確認した場合
権利落日当日の日本時間17時頃に、当社は建玉に対する現引取引を執行し、建玉の解消を行います。

● 権利落日の日本時間 10 時 30 分(※)以降に当社が確認した場合又は日本の祝日に確認した場合

権利落日当日（日本時間 10 時半以降、株式分割を当社が確認次第）に、当社は、対象銘柄の米国株式現物取引および米国株式信用取引ともに売買停止を行います。権利落日の翌営業日 17 時頃に対象建玉を現引することにより建玉解消を行います。なお、権利落日当日の米国株式現物取引の売却注文は、ウェブサイトからの発注はできず、コールセンターでの受付となりますのであらかじめご了承ください。

※ 当社の手続き状況により時間が前後する場合があります。また、コーポレートアクションが急遽取りやめとなった場合又は権利落日の 2 営業日前（米国営業日基準）における日本時間 14 時までに当社の手続き取消が完了しない際は、当社により該当の建玉の反対売買又は現引を行います。なお、権利落日の米国営業日基準 2 営業日前が、国内非営業日の場合は国内営業日基準で前営業日の日本時間 14 時となります。



(3) 米国株式信用取引口座からのご出金

ご出金は、お客様の米国株式信用取引口座の出金可能額の範囲内となります。なお、保証金維持率の状況によりお客様より受けた出金指示を取り消す場合があります。

(4) 米国株式信用取引口座へのご入金

お客様より差し入れられた現金は、保証金現金へ自動で振り替えられませんので振替指示をお願いいたします。

(5) 代用有価証券の移管

移管はお客様の指示に基づき行います（「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」「外国証券移管依頼書」は当社ウェブサイトよりご請求ください）。ただし、当社が「特定口座内保管上場株式等移管依

頼書」「外国証券移管依頼書」を受入れ、出庫手続きを行う時点で、出庫手続き後に保証金維持率が30%を上回ることが確認できない場合は、出庫をお受けできません。

また、米国株式信用取引口座の開設・閉鎖に伴う手続きが完了するまで、他社への移管ができない期間がありますのであらかじめご了承ください。

(6) 追加保証金等の未入が発生した際のお取引の制限

追加保証金が差入期日までに入金がなかった場合、また、決済損金その他の不足金の期日までのご入金があった場合、以後のお取引を制限する場合があります。

5. 諸経費

手数料等に係る消費税については、消費税の計算上、記載されている「税込」の値で計算した金額より端数分少なくなる場合があります。

(1) 米国株式信用取引売買手数料

約定代金に対して当社が定める額の売買手数料をお支払いいただきます。詳細は、米国株式信用取引の契約締結前交付書面及び当社ウェブサイトをご確認ください。

(2) 米国株式信用金利

買い建玉の場合はお客様に建玉金額に対する信用金利をお支払いいただきます。信用金利は当社が定める率となります。詳細は当社ウェブサイトをご確認ください。

(3) その他

米国株式信用取引に係る現地諸費用の額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細については、ウェブサイトをご確認ください。

6. 譲渡益税・配当金

(1) 譲渡益税

建玉の反対売買は、上場株式等に係る譲渡所得として申告分離課税が適用されます。この申告分離課税は、当社における米国株式信用取引以外の取引だけでなく、お客様が確定申告をすることにより、他の証券会社等での取引を含めた年間の売買損益を通算した益金に対して課税されます。

当社に特定口座を開設されている場合は、原則、特定口座でのお取引となります。特定口座における売買損益状況はウェブサイトでご確認いただけます。

特定口座を開設されていない場合は、お客様が確定申告を行う必要があります。

(2) 配当金

権利確定日をまたいで建玉を保有されている場合、当該発行会社の配当金支払時期に、米国現物株式同様に、税金が源泉徴収された後の金額である「配当金相当額（※）」の受取りが行われます。配当金相当額の支払時期は発行会社によって異なりますが、概ね現地支払日から1～2週間後となります。

※「配当金相当額」＝「配当金」－「所得税等源泉徴収相当額」

配当金相当額の受払いは権利確定日を基準に行われますので、配当金支払時期にすでに建玉を決済していた場合でも支払われます。なお、「配当金相当額」は、現物取引による米国株式の配当金とは異なり、税法上、配当所得ではなく上場株式等の譲渡所得として譲渡益税の課税対象となります。

7. その他の留意事項

(1) 二階建て

保証金代用証券の銘柄と建玉の銘柄に同一銘柄が含まれる状況を「二階建て」といいます。

「二階建て」に該当するお取引をされている場合、相場状況やお客様の取引状況に応じて追証を差し入れていただく場合や新たなお取引を制限する場合があります。

(2) 権利処理

建玉の銘柄に対する株主割当増資等の際には、市場で売却できる場合はお客様の買付株に対して割当てられる新株引受権の売却処分を行うことで現金化し、お支払いいたします。

(3) 電子メール・電話での連絡

追加保証金の差入れを必要とする場合や返済期日の到来等について、当社から電子メール又は電話により連絡を行う場合があります。当社に登録されている電子メールアドレス又は電話番号を変更する場合は、ご自身でウェブサイトより変更の手続きを行ってください。

なお、この場合の連絡は、あくまでも当社が任意で行うものであり、お客様に対し当社から連絡すること及びお客様が連絡を受け取れることを保証するものではありません。連絡の有無にかかわらず、お客様はご自身の責任により、当社ウェブサイトにてご確認いただき、必要な手続きを行っていただくようお願いいたします。

(4) 米国株式信用取引口座利用の停止・閉鎖

お客様が、米国株式信用取引口座の開設以降又は最終建玉の決済日以降、新規建玉を建てられないまま1年間以上経過した場合、当社はおお客様の米国株式信用取引の利用を停止、または米国株式信用取引口座を閉鎖いたします。

米国株式信用取引口座閉鎖後、米国株式信用取引を再開される場合は、改めて米国株式信用取引口座の開設手続きを行ってください。

(5) 法人口座関係者が個人口座を開設している場合

個人口座で取引制限が行われた場合、その個人が法人口座の代表者又は取引責任者である法人口座も取引制限される場合があります。

また、法人口座で取引制限が行われた場合、その法人口座の代表者又は取引責任者の個人口座についても取引制限される場合があります。

(6) 免責事項

お客様が、当社の定める米国株式信用取引に関する取扱規定・制度を遵守されず、当社が行う保証金代用証券の処分、建玉の処分、取引注文の取消し、その他一切の行為によりお客様に発生した損失について、当社はその責めを負いません。

=付記=

法人のお客様へのお願い

本説明書は個人のお客様を対象に作成しております。そのため、法人のお客様におかれましては、本説明書中の「証券総合取引約款」は、「証券総合取引約款及び法人口座取扱規定」と読み替えていただくようお願いいたします。

以上

(2024年11月11日)